

土岐市全世代健康寿命延伸事業（運動習慣づくり・フレイル予防）業務委託
プロポーザル公募要領

土岐市全世代健康寿命延伸事業（運動習慣づくり・フレイル予防）業務を実施するにあたり、業務委託事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施します。

第1. 趣旨

土岐市は、子どもから高齢者まで全ての世代の市民が健康寿命の延伸に取り組む、全世代健康寿命延伸事業「ときげんきプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、「運動習慣づくり」、「フレイル予防」、「食生活の改善」、「歯と口腔の健康づくり」、「疾病予防・重症化予防」の5つのテーマで、1人でも多くの市民が自ら生活習慣病予防やフレイル予防に取り組むことができる環境づくりを進めるものです。

本事業は、このプロジェクトの「運動習慣づくり」と「フレイル予防」に関する講座等を実施することにより、最終目標である健康寿命の延伸はもちろん、現在のコロナ共存社会で懸念される外出自粛による運動機能の低下、社会参加機会の減少に対して、市民へ当該テーマに取り組む契機を提供し、健康意識の向上や健康の維持、増進を図ることを目的とするものです。

この業務を委託するにあたり、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件等を、この公募要領で定めます。

第2. 概要

1. 委託業務名

「土岐市全世代健康寿命延伸事業（運動習慣づくり・フレイル予防）業務」

2. 業務内容等

別紙「土岐市全世代健康寿命延伸事業（運動習慣づくり・フレイル予防）業務委託仕様書」
のとおり

3. 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

4. 委託費の上限

11,567,600円（消費税及び地方消費税込み）

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

5. 委託プロポーザル実施条件

委託プロポーザルについては、市の令和3年度歳出予算の削除又は減額があった場合、市はこのプロポーザルの中止又は内容を変更することがあります。

6. 選定方式

公募型プロポーザル方式

第3. プロポーザルに係る事項

1. プロポーザルの参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、以下のアからケまでの条件を満たすものとします。

- ア. プロポーザル参加希望者は、土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録のある法人であること。（プロポーザル参加申込受付期間の期限までに登録した法人も認めます。）
- イ. 市民協働の視点から市民が参画できる体制の提案ができること。
- ウ. 健康づくりに関して知見を有する大学等と連携し、科学的根拠に基づく指導や業務提案ができること。
- エ. 健康運動指導士等の健康づくりに関する資格を有する者が主たる指導者として指導できること。
- オ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ク. 土岐市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- ケ. プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

2. 提出書類

- ア. プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- イ. 法人概要書（様式第2号） 1部
- ウ. 大学等との連携事実確認書（任意様式） 1部
 - ①「第3. 1. ウ」について、健康づくりに関して知見を有する大学等との連携実績又は現在連携していることがわかるものを提出してください。
 - ②本業務委託について、当該大学等の知見を活用して業務にあたることができる場合に限ります。
- エ. 健康運動指導士等有資格者数一覧（任意様式） 1部
 - ①「第3. 1. エ」に関し、健康運動指導士、健康運動実践指導者、理学療法士、作業療法士等健康づくりに関する資格を有する者の人数がわかるものを提出してください。
 - ②このうち、本業務委託に関し、主たる指導者として活動できる人数を一覧に表示してください。
- オ. 企画提案書（表紙は様式第3号、それ以外は任意様式） 正本1部、副本10部
 - ①表紙（様式第3号）は正本のみに付けてください。

②副本10部において、法人名及び法人名を推測できる表現を入れないようにしてください。

③企画提案書については、プロポーザル審査委員会におけるプレゼンテーション資料となります。(プレゼンテーション当日、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認めません。)

④後述の評価項目(第4.2.エ)を踏まえた企画提案書の構成に努めてください。

⑤企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型又は横型(一部A3版資料折込使用可)とします。(片面印刷とします。)

カ. 企画提案内容に要する経費の見積書(任意様式) 1部

3. 提出期限

プロポーザル参加申込書等 令和3年3月10日(水)正午必着

企画提案書等 令和3年3月25日(木)正午必着

4. 提出方法

持参、簡易書留郵便または宅配便により提出してください。簡易書留郵便または宅配便の場合は、提出期限までに必着するように手配し、送付物の到着確認を電話により行ってください。

5. 提出先

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

土岐市役所 市長公室 政策推進課 担当：小林(0572-54-1111 内線 517)

6. プロポーザルの日程等

ア. スケジュール

項目	日程	提出書類
①公募要領等の公表・配布	令和3年2月22日(月)～ 令和3年3月5日(金)	
②公募要領等に関する質問受付	令和3年2月22日(月)～ 令和3年3月5日(金)	第3.6 ウ①の書類
③参加申込受付期間	令和3年2月22日(月)～ 令和3年3月10日(水)正午必着	第3.2 ア～エの書類
④参加資格結果通知書の送付	令和3年3月11日(木)発送予定 (参加申込者全員に資格の有無を通知)	
⑤企画提案書受付期間	令和3年3月12日(金)～ 令和3年3月25日(木)正午必着	第3.2 オ、カの書類
⑥プロポーザル審査委員会	令和3年3月30日(火)(予定)	
⑦審査結果の通知・公表	令和3年4月2日(金)(予定)	

イ. 公募要領等の入手方法

公募要領等については、土岐市ホームページから入手してください。

(政策推進課窓口又は郵送での配布は行いません。)

ウ. 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式第4号)を政策推進課宛にファックス(ファックス番号 0572-54-1127)又は電子メール(メールアドレス seisaku@city.toki.lg.jp) (ファイル形式は、マイクロソフトワード文書ファイルとしてください。)にて提出してください。

②回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開します。質問については3月5日(金)まで受け付けます。また、質問回答の公表をもって、本公募要領等の追加又は修正とみなします。

エ. プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- (1) 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- (4) 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者から複数の企画提案書の提出は認めません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- (1) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- (2) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- (3) 提出された企画提案書等は、土岐市情報公開条例（平成11年条例第26号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、プロポーザル審査委員会前日の午後5時までに、辞退届（任意様式）を政策推進課に持参又は郵送により提出してください。

オ. 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額としてください。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。（二重に消費税を加算しないよう注意してください。）

第4. 評価に係る事項

1. 審査、評価方法

- ア. 企画提案書を審査、評価するため「土岐市全世代健康寿命延伸事業（運動習慣づくり・フレイル予防）業務プロポーザル審査委員会」を設置します。審査委員5名程度によるプロポーザル評価において行います。（非公開）
- イ. 提案者の評定に当たっては、審査項目に沿って企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容について評価を行い企画提案の内容、事業の実施能力等を審査します。

2. プロポーザル審査委員会

- ア. 開催日 令和3年3月30日（火）（予定）

開催時間、場所等については、後日提案参加者に通知します。

- イ. 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 30分間

審査委員からの質疑 10分間

ウ. 注意事項

- ① プレゼンテーションに際しては、提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。
- ② プロポーザル審査委員会への出席人数は3人以内にしてください。
- ③ プレゼンテーションにおいては、本業務を受託した際の責任者または従事者にて行うようにしてください。
- ④ パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市側で準備します。必要であれば事前にご連絡ください。

⑤審査委員会当日の資料配布は認めません。

エ. 評価項目

下記の項目で評価します。(詳細については、別表の通り)

- ①企画提案内容
- ②業務実績
- ③業務実施体制
- ④見積額
- ⑤プレゼンテーション

3. 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、プロポーザル審査委員会において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

4. 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、プロポーザル審査委員会は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は該当なしとします。

5. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、土岐市ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ①最優秀提案者及び次点者の名称

第5. 契約の締結

選定した最優秀提案者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、市の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者(最低基準点に満たない者を除く。)と協議を行うこととします。

第6. 業務の適正な実施に関する事項

1. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができます。

2. 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

3. 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書（実施体制、事業内容等）を作成し、市の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、必ず市と協議の上で行ってください。

4. 実施報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。

第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1. 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、土岐市は契約の取消しができます。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう受託者は引継ぎを行うものとします。

2. その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、感染症および伝染病の流行、その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

別表

審査項目	審査事項	配点
企画提案内容について ①大学等との連携を活かした指導、分析、効果検証の手法やフィードバックの仕方について ②「運動習慣づくり」「フレイル予防」の重要性の普及方法や自発的な活動が展開できる仕組みづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度 ・大学等との連携体制（知見を最大限活用した業務の実施） ・提案の的確性（国等の動向や指針等を踏まえた内容、市民の参画） ・提案の説得力（経験や実績等の反映度） ・その他評価に値する事項（魅力的な自由提案） 	30 30
業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたり、適切な人員体制となっているか。 	20
プレゼンテーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施していくパートナーとして適切か。（積極的な意欲、的確な返答） 	10
業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・同種同類の業務実績があるか。 	5
見積額について	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積額となっているか。 	5